

契約保養施設 優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会の会員事業所（協会費を納付されている事業所に限ります。）の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等が優待料金で利用できます。

施設利用会員証が必要です！

交付申請書をFAXまたは郵送で当協会に提出してください。
※交付申請書は次のページにあります。

対象施設、優待内容等のご案内

対象施設、優待内容、利用方法などの詳細は、
下記をクリックしてご覧ください。



▶ [施設優待事業](#)

※「高輪・品川プリンスホテルグループ料金表」、
「プリンスホテル優待プラン」及び「HMI
ホテルグループ優待プラン」へのログイン
パスワード等は施設利用会員証を交付する
際にお知らせします。

施設利用会員証交付申請書

施設利用会員証の交付を申請します。

年 月 日

事業所郵便番号 ー

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名 印

事業所TEL () ー

事業所FAX () ー

一般財団法人鳥取県社会保険協会長 殿

※この申込書は、個人情報保護法を遵守し、適正に扱います。